

福井地方最低賃金審議会の意見に関する公示

福井労働局一般公示第6号

令和4年10月25日福井地方最低賃金審議会から福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、福井県の区域内で繊維機械製造業（工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）及びその管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、金属機械器具製造業、それらの管理、補助的経済活動を行う事業所及びそれらの産業が、管理する全子会社の主要な産業である純粹持株会社を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和4年11月9日（水）までに福井労働局長あて（福井市春山1丁目1番54号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和4年10月25日

福井労働局長 田原 孝明



記

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正決定に係る 福井地方最低賃金審議会の意見の要旨

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金を次のように改正決定すること。

1 適用する地域

福井県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で繊維機械製造業（工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）及びその管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、金属機械器具製造業、それらの管理、補助的経済活動を行う事業所及びそれらの産業が、管理する全子会社の主要な産業である純粹持株会社を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、はんだ付け、かしめ、バリ取り、ガラン出し入れ、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッテルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、組付け、取付け、材料若しくは部品の取りそろえ、溶接のかす取り又は塗装作業における紙はり若しくはテープはりの業務

ハ 賄い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 915円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月24日